二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月十九日

○関東地方整備局告示第百八十九号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年四月十八日
　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八王子市左入町九六一番から同市左入町九六四番一九まで	前	三一・〇メートル～三一・九メートル	〇・〇三五キロメートル
	後	三一・〇メートル～三八・九三メートル	〇・〇三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年四月十八日
　北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
七尾市大沼町参弐一三番一から同市大沼町口一番六まで	前	九・〇メートル～三一・〇メートル	〇・一一四キロメートル
	後	九・〇メートル～三四・〇メートル	〇・一一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百十四号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十九年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十九年四月十八日
　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	南あわじ市八木寺内字赤岸一三一一番三地先から同市市円行寺字大田川原五三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月十八日

○中国地方整備局告示第四十号

　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
　平成二十九年四月十八日
　中国地方整備局長　丸山　隆英

第1　起業者の名称　広島市及び広島高速道路公社

第2　事業の種類　県道温品二葉の里線新設工事（有料道路名「広島高速5号線」新設工事・広島県広島市東区中山西二丁目地内から同区二葉の里二丁目地内まで）

第3　起業地
1　収用の部分　広島県広島市東区中山西二丁目地内
2　使用の部分　広島県広島市東区中山西二丁目、中山西一丁目、牛田東四丁目、牛田東三丁目、牛田東一丁目、牛田南二丁目、牛田南一丁目及び二葉の里二丁目地内

第4　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
　申請に係る事業は、広島県広島市東区温品町字磯合地内から同区二葉の里三丁目地内までの延長約4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道温品二葉の里線新設工事（有料道路名「広島高速5号線」新設工事）（以下「本件事業」という。）のうち、上記起業地に係る部分である。
　本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
　したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
2　法第20条第2号の要件への適合性
　本件事業は、広島市及び広島高速道路公社による公共事業・有料道路事業合併施行方式により建設するものであるが、県道温品二葉の里線（有料道路名「広島高速5号線」）（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により広島県知事が県道に認定した路線であり、本件事業のうち、上記起業地に係る部分は、同法第17条第1項の規定により広島市が道路管理者となり、また、広島高速道路公社は、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第9条第1項の規定に基づき平成9年5月30日付けで建設大臣の認可を受けて設立した地方道路公社であり、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第7条の14第6項の規定に基づき平成12年9月25日付けで建設大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である広島市及び広島高速道路公社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
　したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
3　法第20条第3号の要件への適合性
(1)　得られる公共の利益
　広島高速道路は、本路線を含む5路線で構成され、各路線が相互に連絡又は機能分担することで、中国地方の中枢都市である広島市及びその周辺地域における都市交通の高速性及び定時性を強化し、都市交通の円滑化等を図ることを目的とする延長約29kmの自動車専用道路網である。このうち、本路線は、既存の広島高速道路と広島市中心部を結ぶ区間として、広島県広島市東区温品町字磯合地内の温品ジャンクションを起点とし、同区二葉の里三丁目地内の県道東海田広島線に接続する地点を終点とする延長約4kmの路線である。
　本件区間とおおむね並行する幹線道路としては、県道広島中島線及び県道中山尾長線があるが、本件区間に対応するこれらの県道の区間（以下「現道」という。）は、高速自動車国道山陽自動車道（以下「山陽自動車道」という。）と広島市中心部を行き交う物流等による通過交通と地域住民等の日常生活の利用による地域内交通がふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。
　平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、県道広島中島線の広島市東区矢賀新町一丁目地内で45,166台／日、同区矢賀新町二丁目地内で24,994台／日、県道中山尾長線の同区中山南一丁目地内で18,145台／日であり、混雑度はそれぞれ1.83、1.55、1.77となっている。